

○ 路面下空洞調査業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱

制定 令和3年10月1日 3道維第253号

最終改定 令和5年9月19日 5道維第143号

(目的)

第1条 長崎県が発注する路面下空洞調査業務委託（以下「業務」という。）に係る入札及び契約制度の客観性及び透明性並びに競争性を高めるため、この要綱に基づき制限付一般競争入札を試行する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象業務 長崎県が発注する業務のうち、設計金額が1000万円以上、かつ、高度な技術を要する業務。なお、県内企業の活用を目的として実施するものについては、設計金額を原則500万円以上とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額以上を除く。
- (2) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する各組織のうち、土木部をいう。
- (3) 事務所 関係部の建設関連業務委託に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の土木部の項に掲げる地方機関で建設関連業務委託に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (4) 競争参加資格委員会 関係部及び事務所において、別に定めるところにより設置した、業務に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (5) 所管課 対象業務を所管する本庁の課をいう。
- (6) 苦情検討委員会 長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年長崎県告示第587号）に基づき設置した長崎県政府調達苦情検討委員会をいう。
- (7) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。
- (8) 制限付一般競争入札 一般競争入札のうち地方自治法施行令第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。
- (9) 事前審査型入札 「総合評価落札方式」で実施する業務の外、特定調達契約対象業務等の入札後に競争参加資格審査を行った者による入札の結果に基づき、落札決定する一般競争入札をいう。
- (10) 特定建設関連業務委託共同企業体 県が発注する測量、設計及び調査に係る建設関連業務委託において県内業者の技術の向上のため、共同受注方式により、県内業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。

(入札参加者の資格要件)

第3条 対象業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第7条第1項に規定する申請書を適切に提出した者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 対象業務に対応する、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により入札参加資格者名簿に登録された者で、当該名簿において入札参加を希望する業務として記載している者であること。
- (3) 第7条第1項の規定による申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札決定（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎県条例第27号）第2条に規定する契約においては長崎県議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (4) 申請書の提出期限の日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 申請書の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出し

た事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (6) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
- (7) 対象業務と同種業務の実績があること。ただし、特定建設関連業務委託共同企業体については、代表構成員に同種業務の実績を求めるものとし、その他の構成員には、案件毎に競争参加資格委員会において定めるものとする。
- (8) 業務の実施にあたっては、一定の資格を有する技術上の管理を行う管理技術者を定めること。ただし、特定建設関連業務委託共同企業体については、代表構成員に技術者を求めるものとし、その他の構成員には、案件毎に競争参加資格委員会において定めるものとする。
- (9) 特定建設関連業務委託共同企業体による入札にあっては、経常コンサルタント共同企業体（中小若しくは中堅のコンサルタント業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。
- 2 特定建設関連業務委託共同企業体の入札参加資格については、競争参加資格委員会が前項の規定に準じて構成員の要件その他構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。
- 3 必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。

（競争参加資格設定調書の作成等）

第4条 事務所の長は、対象業務が見込まれるときは、所管課の長と協議のうえ、競争参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、競争参加資格委員会に提出する。

（入札公告）

第5条 入札公告は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定に基づいて行うものとする。

（分割発注の禁止）

第6条 特定調達契約に係る業務については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を回避することを目的として、契約を分割してはならない。

（競争参加資格確認申請等）

第7条 事前審査型入札の場合において、入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）並びに第2項に規定する書類を提出するものとし、その提出先及び提出部数は、次表のとおりとする。

区 分	提 出 先	提 出 部 数
本 庁 の 課 執 行 の 業 務	業 務 を 執 行 す る 本 庁 の 課	2 部

- 2 申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 同種業務の実績表（様式第3号）
- (2) 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式第4号）
- (3) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの
- 3 申請書が特定建設関連業務委託共同企業体の場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を必要に応じて添付しなければならない。
- (1) 特定建設関連業務委託共同企業体協定書の写し
- (2) 配置予定技術者調書（技術者）（様式第5号）
- (3) 配置予定技術者（技術者）の業務経験表（様式第6号）
- 4 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。
- 5 申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配付場所及び配付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

（入札説明書の交付）

第8条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに必要な情報が記載された資料等を別冊として整備するものとする。

2 入札説明書は、入札公告後速やかに交付するものとし、入札期日の前日まで交付するものとする。

3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第9条 申請者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者は、入札期日の7日（設計金額が5,000万円未満の業務においては5日。休日を除く。）前までに、第7条第1項の表に規定する提出先（以下「提出窓口」という。）に、別に定める方法により提出しなければならない。

2 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、別に定める方法により回答するものとする。

（事前審査型入札の競争参加資格の確認）

第10条 事務所の長は、申請書の提出があった者について、競争参加資格確認申請書一覧表（様式第7号）を作成し、競争参加資格委員会に提出するものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第11条 競争参加資格がないと認められた者は、別に定める手続に基づき、その理由について説明を求めることができる。

2 知事等は、前項に規定する求めによる審査の結果、競争参加資格があると認めた場合は、同項の説明とともに、競争参加資格がある旨の通知をするものとする。

（現場説明会）

第12条 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。

（競争参加資格確認通知書の写し等の提示）

第13条 入札執行者は、入札会場において、入札の執行の前に、競争参加資格確認通知書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

（郵便入札）

第14条 特定調達契約入札にあっては、郵便による入札書の受領期限を定めるとともに、入札公告において、書留郵便により当該期限内に必着とする旨定めなければならない。この場合において、受領期限は入札執行の日時前に定めることができる。

（入札回数）

第15条 入札回数は、対象業務ごとに2回までとする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合には、随意契約によることができる。

（低入札価格調査）

第16条 この要綱にて定める特定調達契約対象業務をはじめ、総合評価落札方式で実施する入札の場合は、長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度要綱の規定を準用するものとする。なお、低入札調査基準価格の設定は、別表のとおりとする。

（別表）

業種区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×90%＋一般管理費等の額×48%	上限額は設計金額×80% 下限額は設計金額×60% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）
地質調査業務	直接調査費の額＋間接調査費の額×90%＋解	上限額は設計金額×85%

	$\text{析等調査業務費の額} \times 80\% + \text{諸経費の額} \times 48\%$	下限額は設計金額 $\times$ (3分の2) (各々の1,000円未満の額は切り捨てる)
--	---	---

※①により算定した額を予定価格により除して得た割合が80%を超える場合にあっては80%と、60%に満たない場合にあっては60%とする。

※当分の間、「予定価格」とあるのは「設計金額（設計書、仕様書等によって算定された当該業務に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。）」とする。

（競争参加資格の審査）

第17条 事務所の長は、第7条の申請書を入札公告等にした競争参加資格要件に基づき、その内容を原則として開札後3日以内（休日を除く。）に審査するものとする。この場合において、競争参加資格の審査に疑義が生じたときは、競争参加資格委員会に諮るものとする。

2 事務所の長は、入札参加者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を競争参加資格要件不適格通知書（様式第10号）により通知する。

（落札決定）

第18条 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに落札者決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。また、落札者以外については、「落札決定の通知について」（様式第9号）を通知しなければならない。

（契約の不締結）

第19条 落札者が、入札公告に定める入札参加資格要件（要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。）のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

2 契約担任者は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、その旨を通知しなければならない。

3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該業務を再度の一般競争入札に付するものとする。

（入札の無効）

第20条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は申請書を提出した日から落札決定までの間において第3条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

2 第8条の入札説明書の交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

（配置予定技術者）

第21条 受注者は、第7条第2項の規定により提出した書類に記載した技術者を当該業務に配置するものとする。

（入札結果一覧表等の公表）

第22条 事務所の長は、入札（競争参加資格の有無）の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表を作成し、これを事務所に於いて閲覧に供する方法により公表しなければならない。

2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。ただし、第17条第1項の規定により契約を締結しない場合は、同条第2項の規定による通知をした日の翌日から1年を経過した日までとする。

（落札者とされなかった者に対する理由の説明）

第23条 入札に参加した者で落札者とされなかった者は、対象業務の入札手続に関し異議があるときは、別に定める手続に基づき説明を求めることができる。

（提出期限等の特例）

第24条 競争参加資格委員会は、対象業務の緊急性が高く早期の着手を要する場合、対象業務の履行に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第7条第1項及び第9条第2項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

（その他）

第25条 「総合評価落札方式」で実施する一般競争入札の場合は、本要綱と併せて、路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式（簡易型）試行要領によるものとする。また本要綱に併せて、長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱を準用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。（令和3年10月1日 3道維第253号）

この要綱は、令和4年 9月27日から施行する。（令和4年 9月27日 4道維第214号）

この要綱は、令和5年 9月19日から施行する。（令和5年 9月19日 5道維第143号）